

平成 25 年度 大泉保育福祉専門学校

喀痰吸引等研修(第一号・第二号研修:不特定多数の者対象)の募集

1 目的

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下に喀痰吸引等の行為が実施できることとなりました。

よって、本校では、介護職員等による喀痰吸引及び経管栄養がより安全に提供されるため、それらの技術を適切に行うことができる介護職員等を養成することを目的に、表記研修を開催します。

2 受講対象者

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム、障害者(児)施設等(医療施設を除く)、訪問介護事業者等に就業している介護職員等(介護福祉士を含む)で、以下の条件を満たす者

- (1) 介護福祉士資格保有者、又は介護若しくは障害者支援の経験が3年以上有する者
- (2) 実地研修先を確保できる者(実地研修において、指導者講習を修了した自施設・事業所(法人)等の指導看護師から指導を受けられること)
- (3) 実地研修の実施に関して、利用者又はその家族等から同意が得られること
- (4) 実地研修に関して、かかりつけ医等から了承を受けられること
- (5) 研修日程を全て受講できる者

3 研修内容

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一号及び第二号研修を実施する。
- (2) 研修は、別紙1「平成25年度大泉保育福祉専門学校喀痰吸引等研修(第一号・第二号研修)カリキュラム」に基づき実施します。

4 日程

- (1) 基本研修(講義) 50時間
平成25年9月30日(月)・10月1日(火)・7日(月)・8日(火)・15日(火)・21日(月)・
22日(火)・28日(月)・29日(火)・11月5日(火)
時間 10:00~17:25(初日のみ、10:00~15:05)
- (2) 筆記試験
平成25年11月5日(火) 時間 12:55~13:55(60分)

基本研修（講義）の知識を習得していることを確認します。

※ 総正解率 9 割以上を合格とし、それに満たない場合は再試験を行います。

(3) 基本研修（演習）

喀痰吸引・経管栄養法

平成 25 年 11 月 11 日(月) Aグループ

平成 25 年 11 月 12 日(火) Bグループ

平成 25 年 11 月 18 日(月) Cグループ

時間 9:00～17:00

※ 各 1 日間の演習をグループ別に行います。

※ 知識及び技術を習得していることを演習指導講師が評価します。

救急蘇生法

平成 25 年 11 月 19 日(火) 午前グループ 時間 9:00～12:40

平成 25 年 11 月 19 日(火) 午後グループ 時間 13:20～17:00

(4) 実地研修

平成 25 年 11 月 20 日(水)～平成 26 年 3 月 31 日(月)

○ 受講者、利用者の負担を考慮し、受講者本人が勤務する施設・事業所(法人)等で実地研修をすることを基本とします。

※ 喀痰吸引等の提供を安全に行うための知識及び技能を習得していることを実地研修指導講師が評価します。

5 会場

(1) 大泉保育福祉専門学校 北校舎 201 教室 : 基本研修（講義）、筆記試験
介護実習室 : 基本研修（演習）
南校舎 4 階ホール : 救急蘇生法

(2) 受講者が所属する施設・事業所等 : 実地研修

6 募集定員

第一号研修・第二号研修 合わせて 60 名

7 受講料

84,000 円

(内訳:基本研修（講義）60,000 円、筆記試験 4,000 円、基本研修（演習）20,000 円)

※ 講義に使用するテキストを別途購入していただきます。

「介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト(指導者用)」中央法規(¥800)

「介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト」中央法規(¥2,000)各税別計2冊

※ 「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について(喀痰吸引等関係)」(平成23年11月11日社援発1111第1号社会・援護局長通知)第5の2の(4)に基づき、既に喀痰吸引等に関する研修等を修了している場合には、一部受講料を免除します。

以下、抜粋

- ・ 医療的ケア(実地研修を除く)の科目を履修した者
- ・ 医療的ケア(実地研修を含む)の科目を履修した者
- ・ 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成22年4月1日医政発第0401第17号 厚生労働省医政局長通知)に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者
- ・ 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業(不特定多数の者対象)」の研修(平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」)を修了した者
- ・ 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について(平成23年10月6日老発第1006号第1号 厚生労働省老健局長通知)に基づく研修を修了した者

8 申込方法

受講を希望する者は、期限までに別紙2「平成25年度大泉保育福祉専門学校喀痰吸引等研修(第一号・第二号研修)受講申込書」の必要事項を記入の上、郵送又はFAXでお申込みください。

※ 既に、他の喀痰吸引等に関する研修等を履修している場合は、研修の修了証の写し等を添付してください。

(1) 郵送又はFAX送信先

〒370-0525

邑楽郡大泉町日の出56-2

大泉保育福祉専門学校 福祉事業室 喀痰吸引等研修担当

FAX 0276(62)5821

(2) 申込期間

平成25年9月2日(月)~9月20日(金) 必着

9 受講決定

- (1) 受講の可否については、申込を取りまとめた後に郵送により行います。
- (2) 応募者が多数の場合は、喀痰吸引等の研修の修了者がいない施設・事業所を優先します。

問い合わせ先

社会福祉法人三吉

大泉保育福祉専門学校

〒370-0525

邑楽郡大泉町日の出56-2

TEL 0276(62)5806

FAX 0276(62)5821

福祉事業室 喀痰吸引等研修担当まで